

介護予防事業・高齢者福祉サービス一覧表

R2.6月現在

サービス名	内容	対象者	個人負担金	備 考
健康づくりのための運動教室	筋力の衰えを予防するため、健康運動士の指導のもと、ストレッチや筋力トレーニングを行う。	おおむね60歳以上の人	なし	月2回、6グループで実施 会場：シーオーレ新宮・福祉センター ふれあい交流館(10月～)
元気ライフ教室	高齢期の健康づくりや介護予防、生きがいづくり、老いの支度をテーマに開催。	おおむね60歳以上の人	なし	詳細については、町広報で確認してください。 会場：シーオーレ新宮 他
楽しい音(ね)教室	電子ピアノの鍵盤を弾くことで指先を刺激し、脳の活性化や心肺機能を高めるなど音楽を通した介護予防・健康づくりを行う。	おおむね60歳以上の人で要介護認定を受けていない人	教材費1,100円程度(楽譜代)	月2回、6ヶ月間の教室(全12回) 前期4月～9月(中止) 後期10月～3月 場所：シーオーレ新宮
地域健康教室 【申込：社会福祉協議会】	高齢期における健康づくりや介護予防に関する出前講座を行う。	おおむね60歳以上の人が集う地域のサロン、老人クラブ等の団体	なし	地域の要望に応じて実施 会場：各地区公民館 ※1行政区につき3回まで(年度毎)
町営渡船旅客運賃助成事業	新宮～相島間の渡船料金を全額助成する。	70歳以上の高齢者	なし	年間120枚まで
あんま・針・灸 マッサージ助成事業	治療院で診療を受けた費用を助成する。	65歳以上の高齢者		月4回まで 施術料2,000円未満 1回につき500円 2,000円以上 1回につき1,000円
緊急通報装置貸与	緊急時にボタンを押すだけで24時間看護師が待機している安全センターにつながり、救急対応を行う。	65歳以上の高齢者世帯や独居世帯、これに準じる世帯で、要介護者や身体障がい者など身体的に救急対応の必要性が高い状態にある人	利用者の世帯の所得区分による負担あり	委託先：福岡安全センター
配食サービス	栄養改善や安否確認が必要な人へ昼・夕食の配達する。	身体機能低下のため調理や買い物が困難な状態にあり、また調理や買い物の支援が受けられない65歳以上の高齢者世帯や独居者。これに準じる世帯及び身体障がい者	食事内容により個人負担金異なります。	回数は、状況に応じて決定。 委託先：宅配クック1・2・3
介護予防サポート事業	高齢者が元気にいきいきと過ごしていく事を目的に、介護予防活動や地域活動に参加した際ポイントを付与し、ポイント数に応じた給付金を支給する。	65歳以上の高齢者		セルフサポートポイント：1ポイント20円 地域サポートポイント：1ポイント50円 生活支援サポートポイント：1ポイント100円 給付金上限額 5,000円

サービス名	内容	対象者	個人負担金	備 考
生きがいデイサービス	身体や生活機能の低下を予防するため、デイサービス施設に通所し、昼食や入浴、運動、レクレーション等を行う。送迎あり。	65歳以上の要介護認定非該当者 (※介護保険サービス優先)	1回 280円＋食費(実費)	週1回程度 委託先:新宮偕同園
ホームヘルプサービス	身体機能低下に伴う家事(掃除・買い物等)や入浴等を介助し、日常生活の自立を支援する。	65歳以上の要介護認定非該当者 (※介護保険サービス優先)	163円 ※介助の状況により加算あり	回数は状況に応じて決定。 1回1時間程度。月2～4回。 委託先:新宮町社会福祉協議会
寝具洗濯乾燥 消毒サービス	寝具の水洗い・乾燥・消毒をし、衛生面の援助をする。	3か月以上在宅で生活している ①65歳以上の高齢者世帯や独居者のうち、寝たきりや障害により1日の大半を寝具上で過ごしている人及び失禁のため寝具の清潔の保持が必要な人 ②重度の身体障がい児者	800円程度	年1回 ただし、障がい及び傷病等で寝たきりの高齢者、重度の身体障がい者については、年2回まで
ショートステイ	介護者が冠婚葬祭や入院により、在宅での介護が急遽、困難になった場合、短期間老人ホームに入所する。	身体能力の低下や認知症状等により自立した生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者	1日 781円＋食費(実費)	月4日まで 委託先:新宮偕同園
紙おむつ給付サービス	町の指定業者が自宅まで紙おむつを配達。	寝たきりや認知症、重度の身体障がい等で、常時紙おむつが必要な人 ※在宅生活者。ケアハウス、住宅型有料老人ホーム等入居者は除く	なし	現物支給で月額5千円分まで
寝たきり高齢者等 介護手当	介護者に対し、月額1万円を支給。	在宅で6か月以上65歳以上の寝たきり状態や認知症の人のうち、介護サービスを利用していない人を常時介護している人	なし	年2回支給 4月、10月
新宮町高齢者等住宅改造助成事業	高齢者等に配慮した住宅改造をするための資金を援助する。ただし、住宅改造は、日常生活の自立を支援するために必要と認められた工事に限ります。	次に上げる人と同居しているか同居しようとする人 ・介護保険の介護度をもっている人 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・重複障がい者 生計の中心者が非課税であること	介護保険の住宅改修が優先される(1割負担)。	1件あたり30万円以下とする。 ※介護保険の認定がある人は、介護保険の住宅改修と同時に実施し、介護保険の限度額を超える部分について助成する。
身体機能・栄養改善支援事業(評価事業)	作業療法士・理学療法士・栄養士による個人の評価を行い、今後の支援の検討および日常のアドバイスを行う。	65歳以上の人で主に介護保険サービスに繋がっていない人	なし	利用に当たっては地域包括支援センターまたは健康福祉課高齢者福祉担当に御相談下さい。